

規制改革・民間開放推進会議 ヒアリング調査票

[所管省庁名：国土交通省]

【独立行政法人名】 空港周辺整備機構	
1. 根拠法令	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
2. 従事者数	98人(平成17年10月1日現在)
3. 予算額	228.2億円(平成17年度)
4. 事務・事業の内容	<p>周辺整備空港として政令で指定する大阪国際空港及び福岡空港の周辺地域において、以下の事業を行う。</p> <p>■固有事業</p> <p>①再開発整備事業 ア) 第1種区域において航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設〔騒音斉合施設(倉庫等)〕の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。 イ) 国から移転補償跡地を借り受け、当該土地に騒音斉合施設を設置し、第三者に貸し付ける。</p> <p>②代替地造成事業 第1種区域内から住居を移転する者のための代替宅地を造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>③共同住宅事業 第1種区域内から移転する借家、借間人のための共同住宅の管理及び譲渡を行う。</p> <p>■受託事業 移転補償、緑地造成等を国や地方公共団体から受託して行う。</p> <p>■その他事業 第1種区域内の住宅に対し、住宅防音工事の助成及び既に設置された空気調和機器の機能回復工事の助成を行う。</p>
5. 民間開放の状況	<p>■再開発整備事業 騒音斉合施設の用地として第三者に貸し付けるための土地の造成、建物建設、これに付随する設計などは、民間事業者との契約により行っている。また、近年は建物建設に際して、借受内定者に設計及び建設を請け負う事業者の選定を委ねる民間活力導入型を導入している。</p> <p>■共同住宅事業 一部住宅の売り払い媒介と、一般賃貸の募集業務を不動産業者に委託している。</p> <p>■移転補償事業 補償額算出に先立つ測量、建物調査を民間業者に委託している。なお、建物の移転、除却は、所有者と契約を締結した民間事業者が行うこととなる。</p> <p>■緑地整備事業 都市計画手法を用いた緑地整備に伴う移転補償事業は、既述の移転補償事業と同様に、一部業務を民間業者に委託している。また、移転補償及び都市計画事業により取得した土地において、造成・植栽などにより緑地帯を整備するに際しても、設計、施工を民間業者に委託している。</p> <p>■民家防音事業 防音工事、空気調和機の機能回復工事とも、申請者(住民)が希望、あるいは空港周辺整備機構が斡旋した民間事業者と当該申請者個人が個々に契約しているもので、工事の設計・工事監理及び本工事、空気調査装置の故障判定等を民間の事業者が行っている。</p>

規制改革・民間開放推進会議 ヒアリング調査票

〔所管省庁名：国土交通省〕

【独立行政法人名】 空港周辺整備機構	
<p>6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響</p>	<p>空港周辺整備機構は、空港周辺における航空機騒音による障害の防止・軽減を図ることを目的として、個々の住民あるいは住民団体等の意向を常に把握し、また、地域環境への悪影響を及ぼすことがないように公害防止・都市計画・環境保全・地域振興・防災機能などの観点から、関係する府県、市町村との調整を経て、府県知事の作成した空港周辺整備計画のもと、「個々の住民の希望に沿った住居の移転補償(ただし、適正価格)～代替地の提供～移転跡地への騒音斉合施設の誘致・整備・貸付管理～地域環境を考慮した緑地計画の調整、整備」等、各事業相互の連携をもって一連の業務を長期的・継続的に実施しているところである。また、継続して居住を希望する者に対しては、静穏な住環境を確保するため、機構が国・地方公共団体の補助事業者として補助事業の管理と、これに伴う附帯業務を実施している。</p> <p>このように、各事業は、補償ないし補償的性格を有する業務であり、住民に対しては適正価格をもって、公平に、また地域環境の悪化を来さぬように実施する必要があることから、空港管理者たる国と地域整備を担う地方公共団体が出資・設立した独立行政法人空港周辺整備機構が、それぞれ業務に精通した職員の派遣を受けて、各種の業務を一元的かつ効率的に実施してきたものである。</p> <p>従って、機構の業務は、基本的に一般の市場取引や官民の競争になじまず、仮に競争により実施主体が毎年入れ替わるようなことになれば、①住民の相談窓口の不明確化、②個々の住民の意向反映が困難になる等、サービス低下と信頼関係の悪化を招き、ひいては空港の円滑な運営に悪影響を及ぼしかねない。</p>
<p>7. 更なる民間開放についての見解</p>	<p>各事業の効率化と経費の削減を目指して、積極的に民間委託等を進めてきたところであり、現在のところ、これ以上の民間開放は困難である。</p>

空港環境対策の体系及び区域別事業の概要

空港周辺環境対策

1. 発生源対策
 - ① 機材改良（低騒音型機の導入等）
 - ② 発着規制（夜間運航の規制等）
 - ③ 運航方法の改善（騒音軽減運航方式）
2. 空港構造の改良（滑走路の移転、空港内防音林の設置、航行援助施設の整備等）
3. 空港周辺対策 = 「国・成田への行う施策」 及び 「空港周辺整備機構の固有事業」

【特定飛行場】^(14空港)

函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、
大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、
熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、
那覇空港、成田国際空港

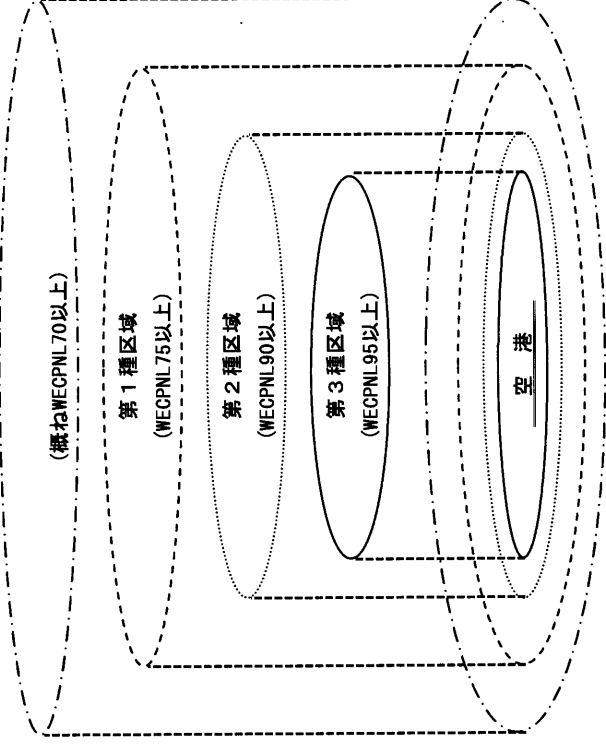
※成田国際空港の周辺対策は
成田国際空港株式会社が実施

「国・成田への行う施策」

- 概ねWECPNL70以上の区域
 - ・ 教育施設等の防音工事（補助）
 - ・ 共同利用施設の整備、防音工事（補助）
 - ・ 上記施設の空調機能回復工事（補助）
- 第1種区域内（WECPNL75以上の区域）
 - ・ 住宅防音工事（補助）
 - ・ 告示日後住宅防音工事（補助）
 - ・ 空調機能回復及び更新工事（補助）
 - ・ 生活保護世帯空調機稼働費補助
- 第2種区域内（WECPNL90以上の区域）
 - ・ 移転補償等
 - ・ 周辺環境基盤施設整備（補助）
- 第3種区域内（WECPNL95以上の区域）
 - ・ 緩衝緑地帯等整備
- その他
 - ・ テレビ受信障害対策（補助）

「空港周辺整備機構の固有事業」

- （大阪国際空港、福岡空港）
- 第1種区域内（WECPNL75以上）
 - ・ 再開発整備事業
- 第1種区域外（WECPNL75未満）
 - ・ 代替地事業
 - ・ 共同住宅事業



空港における周辺環境対策について

